

はぐく

# 本で育む生きる力

第2次三条市子ども読書活動推進計画  
(平成23年度～27年度)



平成23年3月

三 条 市

# 目 次

## 第1部 「本で育む生きる力」の策定にあたって

- 1 計画策定の目的 . . . . . 1
- 2 計画の対象と期間 . . . . . 2
- 3 基本方針 . . . . . 3
- 4 子ども読書活動推進体系図 . . . . . 4

## 第2部 「本で育む生きる力」 ～子ども読書活動推進のための方策～

- 1 家族みんなで本と仲良し ～家庭における子ども読書活動の推進～ . . . . 6
- 2 いつでもどこでも本は友だち ～地域における子ども読書活動の推進～ . . 7
- 3 未来を拓く本との出会い  
～保育所・園、幼稚園、学校における子ども読書活動の推進～
  - (1) 保育所・園、幼稚園 . . . . . 8
  - (2) 学校 . . . . . 9
- 4 「<sup>どくいく</sup>読育」を応援します ～市立図書館における子ども読書活動の推進～ . . 11

## 第3部 「本で育む生きる力」の取組

- 1 成長に合わせた「<sup>どくいく</sup>読育」のアプローチ . . . . . 13
- 2 「本で育む生きる力」の主な取組 . . . . . 15
- 3 「本で育む生きる力」の進捗管理 . . . . . 17

- ※参考資料 . . . . . 19

## 第1部 「本で育む生きる力」(第2次三条市子ども読書活動推進計画)の 策定にあたって

### 1 計画策定の目的

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力やコミュニケーション能力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。読書することにより広い世界を知り、自分自身の考えを確かめ、深めることを経験します。

また、読書をすることで、自ら考え、判断し、表現し、さまざまな問題を解決することができる資質や能力を育むことができます。子どもたちが読書を通して多くのものが得られるよう、家庭・地域・学校等・図書館等が協力し、社会全体で読書活動を進めることが求められます。

三条市の未来を担う子どもたちが、その成長の過程で読書を通じ読書の楽しさや大切さを学び、大人になっても進んで読書をするような人になってもらいたいとの願いから、各関係機関が連携し、主体的に読書に親しむ習慣を身に付けられるような環境づくりを進めるために、この計画を策定しました。

※学校等：保育所、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校をいう。



参考：子ども読書活動推進計画に関する動き

	国	新潟県	三条市
平成13年12月	「子どもの読書活動の推進に関する法律」		
平成14年8月	・「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」 ・「子ども読書の日」（4月23日）制定 ※1		
平成15年12月		「新潟県子ども読書活動推進計画」	
平成17年7月	「文字・活字文化振興法」		
平成18年3月			・「三条市子ども読書活動推進計画」 ・毎月23日を「さんじょう親子読書の日」に設定 ※2
平成18年12月	「教育基本法」の改正		
平成19年6月	「学校教育法」の改正		
平成20年3月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）」		
平成21年3月		「新潟県子ども読書活動推進計画」〔第二次〕	
平成22年	「国民読書年」 （平成20年6月「国民読書年に関する決議」において決議）		

※1 子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるよう、平成13年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」により制定されました。

※2 国の「子ども読書の日」（4月23日）の制定にちなみ、三条市でも家族で読書を親しむ日となるよう、毎月23日を「さんじょう親子読書の日」に設定しました。

## 2 計画の対象と期間

計画の対象は、概ね18歳までの子どもとします。

計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

### 3 基本方針

「三条市子ども読書活動推進計画」に基づき平成18年度～22年度に実施した施策の成果と課題及び情勢の変化等を踏まえ、次の基本方針により子ども読書活動を進めていきます。

#### (1) 「本って楽しい！」をどの子にも

子どもが自ら読書に親しみ、進んで読書習慣を身につけていけるよう、子どもの「読みたい!」「知りたい!」をサポートします。

#### (2) 家庭、地域、学校等、図書館でネットワーク

子どもの自主的な読書活動を推進するために、家庭、地域、学校等、図書館が互いに手をつなぎ、応援します。

#### (3) いつでもどこでも本に親しむ環境づくり

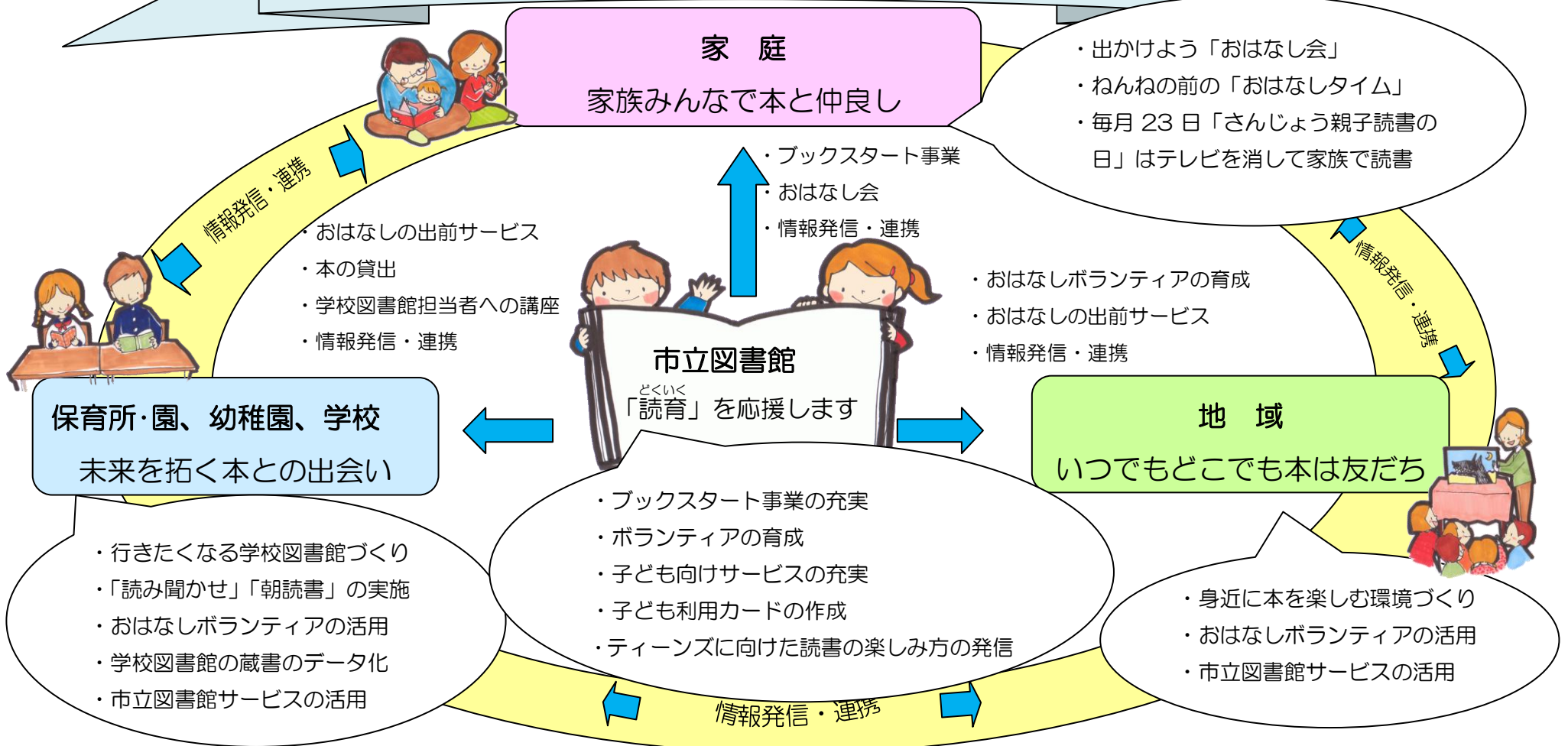
家庭、地域、学校等、図書館において、子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、施設、設備などの整備・充実に努めます。

#### (4) 広めよう<sup>どくいく</sup>読育を

読書で子どもの生きる力を育てるため、読書活動の意義や重要性について広報活動に努めます。

\*<sup>どくいく</sup>読育：読書で子どもの生きる力を育てること。三条市が推進するこれらの事業を「読育」といいます。

# はぐく 本で育む生きる力



\* 「どくいく」読育: 読書で子どもの生きる力を育てること。三条市が推進するこれらの事業を「どくいく」といいます。

\* 市立図書館サービス: 図書「団体貸出」や「スクールパック」での図書の貸出、「おはなしの出前サービス」「ブックトーク」「自動車文庫」などの訪問サービス。

\* おはなしボランティア: 「読み聞かせ」「昔語り」「紙芝居」「人形劇」などのボランティアのみなさんです。

## 【用語説明】

- ・ブックスタート事業：赤ちゃんとその保護者に絵本2冊が入ったブックスタートパックを手渡し、絵本を介して心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる事業です。三条市は10か月健康相談会で実施しています。
- ・団体貸出：保育所や学校などに、まとまった冊数の図書の貸出を行っています。  
(原則として1か月100冊まで)
- ・スクールパック：授業等で市立図書館の本を活用してもらうことを目的に、テーマ別の図書のセットを貸出しします。
- ・おはなしの出前サービス：市立図書館の職員およびボランティアが保育所・園、幼稚園、子ども関連施設などを訪問し、絵本や紙芝居の読み聞かせや、パネルシアターなどを行うサービスです。
- ・ブックトーク：一定のテーマで、何冊かの本を紹介することです。本の内容を教えるのではなく、本の面白さや、読んでみたいという気持ちを起こさせるものです。
- ・自動車文庫：自動車文庫は、市内を巡回する“走る図書館”です。いろいろな分野のよく利用される本、人気のある本など約1600冊の本を積んで、市内約21カ所のステーションを2週間に1回訪問し、貸出をしています。



## 第2部「本で育む生きる力」～子ども読書活動推進のための方策～

### 1 家族みんなで本と仲良し ～家庭における子ども読書活動の推進～

#### 【取組・成果・課題】

子どもが読書の習慣を身に付けていくうえで、家庭での取組は大切です。

市では、家庭での読書活動のきっかけづくりとなるよう、平成15年度から10か月健康相談会で「ブックスタート事業」を実施し、平成21年度は配布率97.0%と高い実績を上げています。また、平成22年度に実施した「三条市子ども読書活動推進計画アンケート調査」で幼児の保護者への「いつ位からお子さんに絵本を読み始めましたか」の問いに対し、「ブックスタート」と答えた人の回答が一番多く37.1%であったことから「ブックスタート事業」が家庭における読書活動の推進に対し大きな役割を担っていることが伺えます。

その一方で、三条市子ども読書活動推進計画の中で、家庭における読書活動の推進のため設定した毎月23日の「さんじょう親子読書の日」の認知度は、同調査では5.1%と低く、この日が、家庭で読書に親しむ日となるように一層の周知・啓発を行う必要があります。

今後も市では、市立図書館を拠点とし、保育所や幼稚園、学校や地域と連携して、家庭での読書活動が推進されるよう、ブックスタート事業やおはなし会の実施、啓発活動の推進などの取組を行っていきます。



#### 【家庭での取組】

##### ・出かけよう「おはなし会」

いろいろな場で開催される「おはなし会」に積極的に参加し、家族で読書の楽しさを共有しましょう。

##### ・ねんねの前の「おはなしタイム」

子どもの就寝前などに、絵本の読み聞かせをして、物語の世界を一緒に楽しみましょう。

##### ・毎月23日「さんじょう親子読書の日」はテレビを消して家族で読書

「さんじょう親子読書の日」は家族で本に親しむ日です。まず、大人から読書を楽しみましょう。



## 2 いつでもどこでも本は友だち

～地域における子ども読書活動の推進～

### 【取組・成果・課題】

子どもがどこでも本に親しめる環境とするため、地域の児童館や児童クラブ、放課後子ども教室などの子ども関連施設の環境づくりが大切です。

各施設では、子どもたちがいつでも本を手にすることができるよう、図書コーナーを設置するとともに、市立図書館の「団体貸出」などを定期的に利用して図書の充実にも努めています。平成 22 年度は 4 施設で約 1,250 冊の「団体貸出」の利用がありました。

また、市立図書館の「おはなしの出前サービス」の利用やボランティア団体の協力による「おはなし会」の開催など、子どもたちに読書を楽しむ機会の提供にも努めています。平成 21 年度の子ども関連施設での市立図書館の「おはなしの出前サービス」の利用は 12 回で 384 名の参加がありました。

今後さらに、市立図書館や保育所・園、幼稚園、学校等と連携しながら、子どもたちが身近に読書に親しめる環境づくりに努めていきます。

### 【地域での取組】

#### ・身近に本を楽しむ環境づくり

子どもがいつでもどこでも読書を楽しめるように、子ども関連施設に図書コーナーを設置し、充実に努めます。

#### ・おはなしボランティアの活用

地域で活動している「おはなしボランティア」のおはなし会を開催し、子どもたちに読書の楽しさを伝えます。

#### ・図書館サービスの活用

市立図書館の「団体貸出」「自動車文庫」「おはなしの出前サービス」などのサービスを利用し、読書を楽しむ環境づくりや楽しさを体感する機会をつくります。



### 3 未来を拓く本との出会い

～保育所・園、幼稚園、学校における子ども読書活動の推進～

#### (1) 保育所・園、幼稚園

##### 【取組・成果・課題】

幼児期の子どもたちの知的発育を促し、豊かな情操や生きる力の基礎を育むためには、絵本の読み聞かせなどの読書活動が大切です。

保育所・園、幼稚園では、図書室や図書コーナーなど子どもが本に親しめる環境をつくり、市立図書館の「団体貸出」などを定期的を利用して図書の充実にも努めています。平成22年度は24施設で約14,800冊の「団体貸出」の利用がありました。

さらに、保育や教育活動の一環として日常的に絵本や紙芝居の読み聞かせを行い、読書体験の楽しさを伝えています。

また、家庭に対して読書活動の重要性や絵本の情報などを積極的に周知・啓発し、絵本の貸出を行い家庭での読書活動を推進しています。

今後も、家庭や市立図書館と連携しながら子どもたちに読書の楽しさを体験する機会を提供し、家庭に向けた情報発信も引き続き行っていきます。



##### 【保育所・園、幼稚園での取組】

###### ・行きたくなる図書コーナーづくり

子どもたちが自然と本に手を伸ばすような図書コーナーづくりをします。

###### ・日常的な読書活動

子どもたちが読書の楽しさを体感できるよう、絵本や紙芝居の読み聞かせを日常的に行います。

###### ・市立図書館サービスの活用

「おはなしの出前サービス」「図書館訪問」「自動車文庫」「団体貸出」などの市立図書館のサービスを利用し、読書に親しむ機会を提供します。

###### ・家庭への発信

読書体験の大切さを家庭へ「おたより」などで発信するとともに、本の貸出を行い家庭での読書活動を推進していきます。

## (2) 学 校

### 【取組・成果・課題】

子どもにとって、学校図書館は身近な読書施設であり、学校での読書活動は子どもの読書習慣に大きく影響します。

各学校では、司書教諭やスクールアシスタントによる学校図書館の環境整備や、各教科における調べ学習などで、学校図書館の利用を通して読書活動の推進に努めています。平成 22 年度に実施した「三条市子ども読書活動推進計画アンケート調査」で「学校図書館を利用しますか」と聞いたところ、小学校 2 年生は 99.1%、5 年生は 87.8%、中学 2 年生で 31.9%と学年が進むにつれ利用が少なくなっており、利用しない理由として「時間がない」「好きな本がない」といった回答がみられました。子どもたちが学校図書館を通じて読書に親しめるよう、魅力ある学校図書館の運営に努める必要があります。

読書活動においては、全校一斉読書を行っている学校は、小学校で 91.7%、中学校では 100%となっており、実施時間は始業前の「朝読書」がほとんどです。頻度は、小学校は週 1 回が最も多く 42.9%、次いで 4 回の 28.6%、中学校は 4 回の 66.7%が最も多く、次いで 5 回が 22.2%となっています。全校あげて読書活動を積極的に行っていることがうかがえます。このような授業以外の時間でも読書に親しむ機会を設けることや、各教科における「調べ学習」などで知識が増える読書活動は、将来自主的な読書活動へと繋げるためにも引き続き行っていきます。さらに、地域で活躍している「おはなしボランティア」と連携し、読み聞かせなどをおして読書の楽しさを伝えていきます。

また、将来各学校の図書を有効活用していくためには、蔵書のデータ化が必要です。データ化の推進に努めていきます。

読書は子どもの豊かな心と生きる力を育てます。子どもの読書活動の意義や重要性について、学校から家庭や地域に発信し、連携していきます。



## 【学校での取組】

### ・行きたくなる学校図書館づくり

子どもたちが手に取る魅力的な図書を充実させます。  
司書教諭やスクールアシスタントによる環境整備に努めます。

### ・「朝読<sup>あさどく</sup>（朝読書）」「読み聞かせ」の実施

読書の楽しさを知り、子どもの自主的な読書に繋がるように、朝読書を中心とした全校一斉読書に取り組みます。また、地域で活動している「おはなしボランティア」と連携し、読み聞かせなどを通して読書の楽しさを伝えます。

### ・市立図書館サービスの活用

「学校訪問」「図書館訪問」「自動車文庫」「団体貸出」「スクールパック」「職場体験」などの市立図書館のサービスを利用し、読書に親しむ機会を提供します。

### ・学校図書館の蔵書のデータ化

各学校の図書の有効活用のため、各学校の蔵書データの作成を進めます。

### ・家庭への発信

読書は子どもの心を豊かに育てます。読書体験の大切さを家庭へ発信するとともに、市立図書館と連携し、市立図書館で行われるイベントの情報や図書の情報を発信し、家庭での読書活動を推進していきます。



## 4 「<sup>どくいく</sup>読育」を応援します ～市立図書館における子ども読書活動の推進～

### 【取組・成果・課題】

市立図書館は、子どもの読書活動を推進するうえで拠点となる施設です。図書の貸出やおはなし会などのイベントの開催のほか、家庭での読書活動のきっかけづくりとなる「ブックスタート事業」、学校等への「おはなしの出前サービス」や「学校訪問」「団体貸出」、「図書館見学」、「職場体験」など様々な形で子どもの読書活動を応援しています。

平成 22 年度に実施した「三条市子ども読書活動推進計画アンケート調査」で幼児の保護者に「いろいろな施設で開催されるおはなし会に参加したことがありますか」の問いに対し「ある」と答えた保護者が 19.7%と少なく、市立図書館で開催する「おはなし会」の参加者も伸び悩んでいます。読書イベントは家族で読書の楽しさを体感する機会です。今後は実施日時や会場等の検討を行い、参加者が増加するよう各機関と連携していきます。また、このような読書イベントの開催はボランティア団体と連携・協力が不可欠です。引き続き連携するとともに、支援・育成も行っていきます。

いろいろな機会を通じて子どもの読書活動の意義や重要性を家庭や地域、学校に発信するとともに、毎月 23 日の「さんじょう親子読書の日」の周知・啓発を行い、この日に家族で読書を楽しめるイベントなどを開催し、家庭での読書活動の推進を行っていきます。

また、家庭、学校等、地域と連携・協力するとともに、子どもの読書活動を応援するコーディネーター的役割も担い、三条市の「読育」を推進していきます。



### 【図書館の取組】

#### ・ブックスタート事業の充実

子どもへの読み聞かせのきっかけづくりとなる「ブックスタート事業」を継続・充実していきます。

#### ・ボランティアの育成

子どもの読書活動には不可欠なボランティアの育成・支援に努めます。

- ・ **子ども向けサービスの充実**

家族で読書の楽しみや喜びを体感してもらえるように、子ども向けのサービスを充実させ提供していきます。

- ・ **子ども利用カードの作成**

子どもが市立図書館に親しめるようなデザインの子ども専用の利用カードをつくり、子どもの利用増加につなげます。

- ・ **学校との連携による発信**

新たな試みとして、市立図書館の情報をデータで学校に送り、学校の「おたより」に掲載し家庭に発信し、子どもの利用増加につなげます。

- ・ **学校図書館への支援**

子どもの図書室（学校図書館）の担当者を対象に講座を実施し、学校図書館の運営の支援を行います。

- ・ **ティーンズに向けた読書の楽しみ方の発信**

- ・ 三条市にゆかりのある人からティーンズ世代に読んだ本を紹介してもらい、読書推進につなげる
- ・ あらたな読書の楽しみ方の情報提供を行う。



## 第3部「本で育む生きる力」（第2次三条市子ども読書活動推進計画）の取組

### 1 成長に合わせた「<sup>どくいく</sup>読育」のアプローチ

0歳

#### 子育てのまんなかに絵本を



##### ○ブックスタート事業

子どもへの読み聞かせのきっかけづくり。10か月健康相談会時にスタートパック（絵本2冊、布バッグなど）を配布

##### ○「おはなし会」の開催

市立図書館、保育所、子育て支援センターなどの「おはなし会」に参加し、家族で読書の楽しさを伝える

##### ○保育所・園、幼稚園での読書活動

- ・日常的な絵本や紙芝居などの読み聞かせ
- ・家庭への絵本の貸出

##### ○毎月23日の「さんじょう親子読書の日」

テレビを消して家族で読書

##### ○ハンディキャップのある子どもへの支援

「録音テープ」や「布絵本」「さわる絵本」で読書の楽しさを伝える

##### ○市立図書館の授乳室の整備

乳幼児を連れた利用者への配慮



7歳

#### 「<sup>あさどく</sup>朝読」「<sup>うちどく</sup>家読」本は友だち

##### ○行きたくなる学校図書館づくり

- ・子どもたちが手に取る魅力的な図書選び
- ・司書教諭やスクールアシスタントによる環境整備

##### ○学校における読書活動の推進

- ・「朝読書」「調べ学習」などの読書活動の実施
- ・「おはなしボランティア」との連携で読書の楽しさを伝える

##### ○学校と市立図書館の連携

- ・「図書館見学」「おはなしの出前サービス」「団体貸出」などの市立図書館のサービスを活用
- ・市立図書館の情報を学校の「おたより」に掲載し情報発信

○児童館や放課後子ども教室など地域での読書活動

いつでも本に親しめる環境整備や「おはなし会」への参加で読書の楽しさを伝える

○毎月23日の「さんじょう親子読書の日」

テレビを消して家族で読書

13歳

楽しみながら広がる知識

○行きたくなる学校図書館づくり

- ・子どもたちが手に取る魅力的な図書選び
- ・司書教諭やスクールアシスタントによる環境整備

○学校における読書活動の推進

「朝読書」や「調べ学習」などの読書活動の実施

○学校と市立図書館の連携

- ・学校で「職場体験」「団体貸出」などの市立図書館のサービスを活用
- ・市立図書館の情報を学校の「おたより」に掲載し情報発信

○毎月23日の「さんじょう親子読書の日」

テレビを消して家族で読書

○ティーンズに向けた読書の楽しみ方の発信



16歳

人生を拓く鍵は本の中

○行きたくなる学校図書館づくり

○学校における読書活動の推進

○毎月23日の「さんじょう親子読書の日」

テレビを消して家族で読書

○ティーンズに向けた読書の楽しみ方の発信

18歳

大人になっても本は友だち



※朝読：学校で、始業前に学校または学級で読書に取り組むことです。

※家読：家庭において、読書を楽しむことです。読み聞かせをしたり、家族で好きな本を読んで、読んだ本について話をすれば、コミュニケーションが深まります。



## 2 「本で育む生きる力」(第2次三条市子ども読書活動推進計画)の主な取組

子どもが読書を通して、「生きる力」を育むように、各機関が連携して取組を行います。

	取 組	概 要	推進主体
1	ブックスタート事業	10 か月健康相談会時にスタートパック(絵本2冊、布バッグなど)を配布し、子どもへの読み聞かせのきっかけづくりにしてもらう	市立図書館
2	「さんじょう親子読書の日」の推進	毎月23日の「さんじょう親子読書の日」は、家族で読書を楽しむ日となるよう、周知・啓発を行う	市立図書館 保育所・園 幼稚園 学校
		「さんじょう親子読書の日」のおはなし会などのイベントの開催	市立図書館
3	おはなし会の開催	読書の楽しさを体感する機会を提供する	市立図書館 保育所・園 幼稚園 児童館 児童クラブ 放課後こども教室
4	家庭への図書貸出	家庭での読書活動が推進されるよう、図書貸出を行う	保育所・園 幼稚園 学校
5	読書を取り入れた保育・教育活動	保育・教育活動の一環として日常的に絵本や紙芝居の読み聞かせを行う	保育所・園 幼稚園
6	ハンディキャップのある子への支援	「録音テープ」「布絵本」「さわる絵本」を作成、また作成ボランティアの支援を行う	市立図書館

7	行きたくなる学校図書館づくり	・子どもたちが手に取る魅力的な図書 選び ・司書教諭やスクールアシスタントによる環境整備	学校
8	朝読（朝読書）の実施	全校一斉に朝読を行う（昼休み、授業時間も含む）	学校
9	学校図書館の蔵書のデータ化	各学校の図書の有効活用のため、各学校の蔵書データ作成を進める	学校
10	家庭への情報発信	読書体験の大切さを家庭へ発信する	市立図書館 保育所・園 幼稚園 学校
11	ボランティアの育成	おはなしボランティアの育成・支援	市立図書館
12	学校図書館担当者への講座の実施	学校図書館の担当者を対象に講座を実施し、学校運営の支援を行う	市立図書館
13	子ども向けサービスの充実	おはなし会、映写会、子ども向けホームページの充実、子ども読書相談窓口など子ども向けのサービスの充実	市立図書館
14	⑧ 子ども利用カードの作成	子どもが市立図書館に親しめるようなデザインの子どもの専用利用カードをつくる	市立図書館
15	⑧ 学校との連携による発信	市立図書館の情報をデータで学校に送り、学校の「おたより」に掲載し家庭に発信する	学校 市立図書館

### 3 「本で育む生きる力」(第2次三条市子ども読書活動推進計画)の進捗管理

計画の推進にあたっては、下記の取組項目の現状の数値を基に、評価・点検を行い、最終年度に全ての数値が増加していることを目指します。

なお、進捗状況の確認は「図書館協議会」が行うこととし、計画期間における進捗状況の管理に努めます。

	取組項目	現 状
1	市立図書館の12歳以下の子ども1人当たりの児童図書蔵書数	8.5冊 (平成22年12月現在)
2	市立図書館の12歳以下の子ども1人当たりの年間貸出冊数	4.3冊 (平成22年12月現在)
3	ブックスタート事業の配布実績率	97.0% (平成21年度)
4	市立図書館の絵本の貸出冊数	60,809冊 (平成21年度)
5	学校図書館の蔵書のデータ化実施学校数	小学校24校中5校 中学校9校中1校 (平成22年度)
6	市立図書館のおはなしの出前サービスの利用数	20回 (平成21年度)
7	市立図書館の「おはなし会」等の参加人数	1,217名 (平成21年度)

8	市立図書館の利用カード 18 歳以下の登録率	42.8% (平成 21 年度)
9	市立図書館の「学校訪問」の訪問数	16 回 (平成 21 年度)
10	さんじょう親子読書の日の認知度（幼児の保護者対象）	5.1% (平成 22 年度)
11	いろいろな施設で開催されるおはなし会への参加率（幼児の保護者対象）	19.7% (平成 22 年度)
12	全校一斉読書の実施校 上段小学校実施率 下段中学校実施率	91.7% 100% (平成 22 年度)
13	図書基準を達成している学校数	小学校 24 校中 17 校 中学校 9 校中 6 校 (平成 21 年度)

※図書基準：学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、学級数に応じた必要な蔵書の冊数を定めたもの。

# 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13 年法律第 154 号 平成 13 年 12 月 12 日公布)

(目 的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第 8 条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第 9 条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県におけ

る子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（附 則）

この法律は、公布の日から施行する。

### 【衆議院文部科学委員会における附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

## 三条市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 三条市における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「三条市子ども読書活動推進計画」という。)を策定するため、三条市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、子どもの読書活動の推進に関する調査・研究を行い、三条市子ども読書活動推進計画を策定する。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員8名以内をもって組織する。

2 委員は次の各号のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 図書館協議会委員
- (2) 学校教育関係者
- (3) 保育所関係者
- (4) P T A関係者
- (5) 読書活動団体関係者
- (6) 図書館関係者

(任期)

第4条 策定委員の任期は三条市子ども読書活動推進計画策定の完了するまでとする。

(役員)

第5条 策定委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 会長は、委員の中から互選によって決定し、副会長は委員の中から会長が指名する。

3 会長は、会務を統括する。

4 副会長は、会長の職務を補佐するものとし、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(作業部会)

第7条 策定委員会の円滑な運営のため、策定委員会に作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、策定委員会委員のうちから若干名をもって組織する。

3 作業部会には、座長1名を置く。

4 作業部会は、必要の都度、座長が召集する。

(事務局)

第8条 策定委員会の事務を処理するため、事務局を三条市市民部生涯学習課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月16日から施行する。

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。



## 第2次三条市子ども読書活動推進計画策定の経過

開催日	内 容
平成22年4月16日	三条市子ども読書活動推進計画アンケート調査
平成22年11月24日	第1回 第2次三条市子ども読書活動推進計画策定委員会
平成22年12月6日	第1回 第2次三条市子ども読書活動推進計画作業部会
平成23年1月7日	第2回 第2次三条市子ども読書活動推進計画作業部会
平成23年1月13日	第3回 第2次三条市子ども読書活動推進計画作業部会
平成23年1月19日	第4回 第2次三条市子ども読書活動推進計画作業部会
平成23年1月28日	第2回 第2次三条市子ども読書活動推進計画策定委員会
平成23年2月16日	パブリックコメントの実施
平成23年3月23日	第3回 第2次三条市子ども読書活動推進計画策定委員会

## 第2次三条市子ども読書活動推進計画策定委員会

区分	役職	作業部会	所属団体等	氏 名
1号委員	会長	○	図書館協議会 副委員長	宮島 泉
2号委員			学校図書館協議会 会長（三条市立真館小学校長）	小林 修
		○	学校図書館協議会 副会長（三条市立大島小学校長）	五十嵐 章雄
3号委員			保育所長会 代表（三条市立田島保育所長）	田村 和美
4号委員			三条市PTA連合会 理事	高橋 真弓美
5号委員	副会長	○	読み聞かせサークル 代表	六原 佳子
6号委員			図書館長	太向 義明
		○	図書館司書	瀧澤 佳江

## 第2次三条市子ども読書活動推進計画

編集・発行／三条市 市民部 生涯学習課

住所 955-8686 三条市旭町二丁目3番1号

TEL 0256 (34) 5511

ホームページ <http://www.city.sanjo.niigata.jp/>

E-mail [shougaigakushu@city.sanjo.niigata.jp](mailto:shougaigakushu@city.sanjo.niigata.jp)

